

秋田市公報

あきた

第1173号

令和4年08月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

告示

指定納付受託者の指定について	大森山動物園（第191号）	3
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第192号）	4
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第193号）	5
土壌汚染対策法による土地の形質変更の区域指定について	環境保全課（第194号）	6
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第195号）	7
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第196号）	9
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）の公示送達について	国保年金課（第197号）	10
令和4年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第198号）	11
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第199号）	12
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第200号）	13
令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第201号）	14
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第202号）	15
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止、廃止および変更について	保護第一課（第203号）	16
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第204号）	18
指定納付受託者の指定について	観光振興課（第205号）	19

教委告示

選管告示

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の変更選任について

選挙管理委員会事務局（第20号）

21

農委告示

農業委員会総会の招集について

農業委員会事務局（第7号）

22

公告

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課

23

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託の公募型プロポーザルの実施について

生活総務課

24

放置自転車等の撤去および保管について

財産管理活用課

28

放置自転車等の撤去および保管について

交通政策課

30

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課

32

農用地利用集積計画の策定について

農業農村振興課

33

農用地利用集積計画の一部撤回について

農業農村振興課

34

建築基準法による道路の指定について

都市計画課

35

秋田市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和4年6月24日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 サンショウ	有限会社サ ンショウ	秋田市山王沼田町 6番29号 カルデ ィア山王1階	令和4年6月30日	福祉用具 貸与、介 護予防福 祉用具貸 与、特定 福祉用具 販売、特 定介護予 防福祉用 具販売

秋田市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
b e a n s L L C 合 同 会 社	こまめ訪問 看護ステー ション	秋 田 市 手 形 か ら み で ん 7 番 13 号 コーポ マツダ202号	令和4年7月1日	訪問看護、 介 護 予 防 訪 問 看 護
中越クリー ンサービス 株式会社	シルバーサ ポートサン ショウ店	秋 田 市 山 王 沼 田 町 6 番 29 号 カ ル デ ィ ア 山 王 1 階	令和4年7月1日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売
社会福祉法 人みその	みそのホー ム居宅介護 支援事業所	秋 田 市 寺 内 蛭 根 二 丁 目 6 番 34号	令和4年7月1日	居宅介護支 援

秋田市告示第194号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和4年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地
秋田市茨島三丁目18番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) カドミウムおよびその化合物
 - (2) 六価クロム化合物
 - (3) 水銀およびその化合物
 - (4) セレンおよびその化合物
 - (5) 鉛およびその化合物
 - (6) 砒^ひ素およびその化合物
 - (7) ふっ素およびその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 水銀およびその化合物
 - (2) 鉛およびその化合物
 - (3) ふっ素およびその化合物

秋田市告示第195号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年7月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年6月4日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年7月14日から令和5年1月14日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第196号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第197号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）

秋田市告示第198号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
フィリピン共和国タギッグ市ウスサンバラン ガイサファイアビルディング ローズウッドポイント・アカシアエステーツ	マリージェーン タバオ

2 送達する書類

令和4年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
217	ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町 3番18号	株式会社青龍 代表取締役 金子 晴 雄	令和4年 6月26日

秋田市告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
255	ヒロコージ 調剤薬局	秋田市千秋久保田町 3番15号	株式会社青龍 代表取締役 金子晴雄	令和4年 6月27日

秋田市告示第201号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年7月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
荒巻町内会
- 2 認可年月日
平成18年8月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堅固山 幸 治
秋田市上北手荒巻字荒巻102番地4
変更後 浅 利 忠 義
秋田市上北手荒巻字荒巻126番地
- 4 変更年月日
平成31年2月10日
- 5 変更の理由
役員変更による

秋田市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
居宅・訪問介護ステーションホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年5月15日
みそのホーム居宅介護支援事業所	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	令和4年7月1日
シルバーサポートサンショウ店	秋田市山王沼田町6番29号 カルディア山王1階	令和4年7月1日
こまめ訪問看護ステーション	秋田市手形からみでん7番13号 コーポマツダ202号	令和4年7月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
デイサービスさるびあ	秋田市御所野元町1番16号	令和4年3月31日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
森のテラス	秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田 266番地	令和4年2月28日
居宅・訪問介護ステーション ホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年5月16日
寿光園ホームヘルプステーション	秋田市寺内後城6番41号	令和4年7月31日
グループホームやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5-2号	令和4年6月21日
レッツ倶楽部秋田八橋	秋田市八橋本町六丁目9番10号	令和4年7月31日

4 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
ホームホスピス秋田介護事業所	旧 秋田市広面字近藤堰越11番地 1 セジュールアン105	令和4年4月1日
	新 秋田市広面字近藤堰添50番地 1 あきた東内科クリニック 2階	
社会福祉法人秋田中央 福祉会飯島地域包括支援センター金寿園	旧 秋田市飯島松根西町7番28号	令和4年6月22日
	新 秋田市土崎港北七丁目5番66号	

秋田市告示第204号

令和4年7月22日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和4年7月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

佐々木 久 春

本県の現代詩史を築いた34人を取り上げた「現代詩への旅」を発表し、明治から平成における本県の現代詩史を概観するなど、本市文化の振興に貢献した。

大 川 あけみ

卓越した技術により「秋田港の唄」を歌唱し、民謡の魅力を広く伝えるなど、本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田城跡歴史資料館ほか5施設の観覧料および図録頒布収入

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和4年7月20日

秋田市教委告示第10号

令和4年7月27日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年7月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和5年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 令和5年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書に関する件
- 3 令和5年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書に関する件

秋市選管告示第20号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和4年7月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 イオンモール秋田

(1) 令和4年7月3日

変更前 秋田市 佐々木 聡

変更後 秋田市 加賀 巨樹

(2) 令和4年7月8日

変更前 秋田市 加賀 巨樹

変更後 秋田市 佐々木 聡

(3) 令和4年7月9日

変更前 秋田市 長谷川 美紀子

変更後 秋田市 村上 一徳

2 秋田駅東西連絡自由通路

令和4年7月9日

変更前 秋田市 田口 倫子

変更後 秋田市 渡辺 健

秋田市農委告示第7号

令和4年7月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年7月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和4年度第4号）に関する件
- 5 非農地証明申請に関する件

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年3月8日付け秋田市指令第1672号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年7月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 川 邊 進太郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字谷内佐渡189番および190番

秋田市公告

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務

(2) 業務内容

- ア 防犯灯台帳等を基にした現地調査
- イ 現地調査に基づく防犯灯台帳の更新および東北電力との契約変更
- ウ LED防犯灯の交換の施行計画および修繕の手順書の作成
- エ 町内会とLED防犯灯の交換等について調整
- オ LED防犯灯の交換と交換した灯具へ管理番号の貼付
- カ 既設のLED防犯灯、配線等が損傷している場合の処置
- キ その他

(3) 委託期間

令和4年10月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料上限額

582,953,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は複数の法人による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とし、それぞれ次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

なお、単独の法人又は共同事業体の構成員が別の共同事業体の構成員となることはできない。

(1) 単独の法人又は共同事業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第167条の4第1項および第2項のいずれかの規定に該当しないこと。

イ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、秋田市の電気工事A級又はB級に等級格付されていること。

エ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 電気工事に係る資格を有し、かつ、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として本業務に専任で配置できること。

(2) 共同事業体は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 共同事業体の構成員数は、3社以内であること。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。ただし、共同事業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(3) 単独の法人又は共同事業体の構成員のうち1社以上は、次に掲げる要件を満たすこと。

東北電力株式会社と引込線工事委託契約を締結している業者であること。

3 参加手続

(1) 実施要領および各種関係資料の交付

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、本市のウェブサイトから入手すること。

(2) 提出方法

持参により事務局へ提出すること。

なお、提出に当たっては、事前に電話で連絡すること。

(3) 提出期間

令和4年7月5日（火）から同月22日（金）まで。ただし、受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課

電話番号 018-888-5625

ファックス 018-888-5623

Eメール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

URL <https://www.city.akita.lg.jp>

4 審査および選定方法

(1) 候補者の審査

候補者の審査は、別紙「審査基準」に基づき、秋田市LED防犯灯交換および修繕業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和4年6月23日市長決裁）により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 候補者の選定

候補者の選定は、審査委員会が参加資格要件に基づく申請書等の審査および審査基準に基づく申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答により行う。

(3) 受託候補者の決定

審査委員会は、審査基準に基づく評価を行い、最も評価の高かった者を候補者として1者、次点者として1者を選定する。その後、秋田市工事請負業者選定審議委員会において受託候補者を決定する。

(4) 契約の締結

市は、選定された受託候補者と、契約締結の交渉を行う。契約交渉

が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

(5) 選定結果の通知および公表

選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。また、受託候補者および次点者に関し、評価点と選定理由を本市のウェブサイトで公表する。

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和4年7月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数（6台）

ア 第1駐輪場 2台

イ 第2駐輪場 2台

ウ 第3駐輪場 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年7月12日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎4階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年7月14日から同年10月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後3か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課 電話 018-888-5439

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和4年7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（58台）

- ア 追分駅前自転車等駐車場 7台
- イ 土崎図書館前自転車等駐車場 2台
- ウ 土崎駅前自転車等駐車場 10台
- エ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 4台
- オ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 1台
- カ 牛島駅西自転車等駐車場 7台
- キ 牛島駅東自転車等駐車場 4台
- ク 新屋駅前自転車等駐車場 5台
- ケ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台
- コ 秋田駅東自転車等駐車場 7台
- サ 秋田駅西地下自転車駐車場 4台
- シ アトリオン広場地下自転車駐車場 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年6月28日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年7月19日から令和5年1月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和4年12月29日から令和5年1月3日まで（休日を除く。）を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和4年6月15日付け秋田市指令第4155号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年7月21日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋町字田尻沢133番2の内、137番2の内、137番3、137番9、137番10の内、137番16、新屋田尻沢東町174番3の内、174番5、豊岩石田坂字杉ノ下62番2および62番8

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役 永 松 文 彦

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第12号計画、平成28年度第12号計画および平成29年度第2号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和4年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和4年7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市仁井田本町三丁目12番32号
株式会社プライムハウス
代表取締役 佐 藤 宏
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田本町五丁目36番3および36番3地先水路
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 25.56メートル
- 5 指定年月日および番号
令和4年7月26日 第2号